

「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第8報)」の障害福祉サービス等報酬を算定する柔軟な取扱いに関するQ & Aについて

令和2年6月19日付け「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第8報)」(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡)別添の障害福祉サービス等報酬を算定する柔軟な取扱い(「Ⅰ生活介護における取扱い」、「Ⅱ短期入所における取扱い」、「Ⅲ留意事項」)については、取扱いに関して多くの質問が寄せられました。

については、岐阜県が指定権者である事業者に適用するQ & Aを以下のとおりお示しますので、参考願います。

No.	質疑内容	回 答
1	今回の取扱いは、いつから適用されるのか。	新たな取扱いであり、事務連絡が発出された令和2年6月19日以降の適用とします。なお、上記Ⅰ・Ⅱの取扱いによる報酬の算定を行う場合は、指定権者へ事前連絡の上、利用者の同意を得る必要があります。
2	今回の取扱いは、いつまで適用されるのか。	事務連絡は、「臨時的な取扱い」と表題がついています。いつまで適用されるかは現在のところ不明ですが、今後、今回の取扱いが変更または廃止される場合は、県ホームページなどでお知らせします。
3	Ⅰ生活介護における取扱いについて、短時間利用減算を適用しない場合、指定権者へ事前連絡の上、利用者の同意を得ることは必要か。	Ⅲ留意事項に定められた算定要件であり、指定権者へ事前連絡の上、利用者の同意が必要です。
4	Ⅱ短期入所における取扱いについて、例えば、短期入所の利用が令和2年6月17日から6月24日までである場合、令和2年6月19日より前から利用しているが、今回の取扱いの適用はあるか。	令和2年6月19日以降の利用分については、指定権者へ事前連絡の上、利用者の同意を得ることを前提に算定可能です。

5	<p>II 短期入所における取扱いについては、緊急短期入所受入加算を全ての利用者について算定可能とされているが全ての利用者に算定していいのか。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の取組として、利用者が入れ替わる際に、こまめに居室の消毒を実施することや、他の利用者との間に一定の距離を保ちつつ必要な支援を行うことを、緊急時の受入と同程度の負担とみなして評価するものであり、当該算定要件を遵守して短期入所のサービスが提供されていれば、全ての利用者について算定可能です。</p>
6	<p>II 短期入所における取扱いについて、月に14日を上限に緊急短期入所受入加算を算定可能とされているが、短期入所の利用が月をまたぐ場合はどうなるのか。</p>	<p>月をまたぐ場合であっても月ごとに14日を上限に算定可能です。 なお、通常取扱いにより緊急短期入所受入加算を算定している場合に、追加で今回の新たな取扱いを行う場合であっても月の上限日数は変わらないものとされているので注意してください。</p>
7	<p>III 留意事項について、指定権者へ事前連絡はどのように行うのか。</p>	<p>指定権者（障害福祉課又は岐阜地域福祉事務所）に事前に電話連絡の上、任意様式に必要事項（事業者名、事業所名、事業所番号、サービスの種類、算定する報酬の名称、報酬算定の開始日）を記入し、FAX、メール又は郵送により送付してください。</p>
8	<p>III 留意事項について、利用者への同意はどのように行うのか。</p>	<p>「①書面による同意確認」または、「②サービス提供記録などに、説明者の氏名、説明内容、説明し同意を得た日時、同意した者の氏名について記録を残す」方法のいずれかにより行ってください。</p>